

五管区水路通報第 3 0 号

(636項 - 653項)

平成 1 6 年 7 月 3 0 日

第五管区海上保安本部

第 636項	紀伊水道南方	・	射撃訓練
第 637項	四国南岸	足摺岬南方 (リマ海域及び付近)	・ 救難訓練
第 638項	本州南岸	勝浦湾	・ 航泊禁止
第 639項	大阪湾東部	・	無線方位信号所一時業務休止
第 640項	大阪港	内港航路及び付近	・ トンネル工事
第 641項	大阪港	大阪区、第 6 区	・ ヨット教室
第 642項	尼崎西宮芦屋港及び神戸港	・	飛行艇離着水について
第 643項	神戸港	第 2 区	・ 展示放水
第 644項	神戸港	第 5 区	・ 橋脚改修工事
第 645項	淡路島	岩屋港	・ 棧橋延長工事
第 646項	淡路島	岩屋港	・ 花火大会
第 647項	淡路島	津名港	・ 花火大会
第 648項	家島諸島	家島港	・ 海上構造物完成
第 649項	淡路島	雁来崎南南西方	・ 護岸復旧工事
第 650項	淡路島	福良港	・ 花火大会
第 651項	四国南岸	室津港及び付近	・ ボーリング調査作業等
第 652項	四国南岸	高知港	・ 花火大会
第 653項	北太平洋北西部	・	水路測量等

本通報に使用している経度・緯度は世界測地系(WGS-84)に基づいています

海図の改補 (小改正) のお知らせ

海上保安庁水路通報第29号

(7月23日発行) 掲載分

海 域	改正内容	該当海図	項
今切港	海底輸送管について	W1214(分図「今切港接続図」共)	759

詳細については、海上保安庁水路通報の各項をご覧ください。

また、インターネットでも提供しています。

インターネットアドレス(URL) <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/>

お知らせ

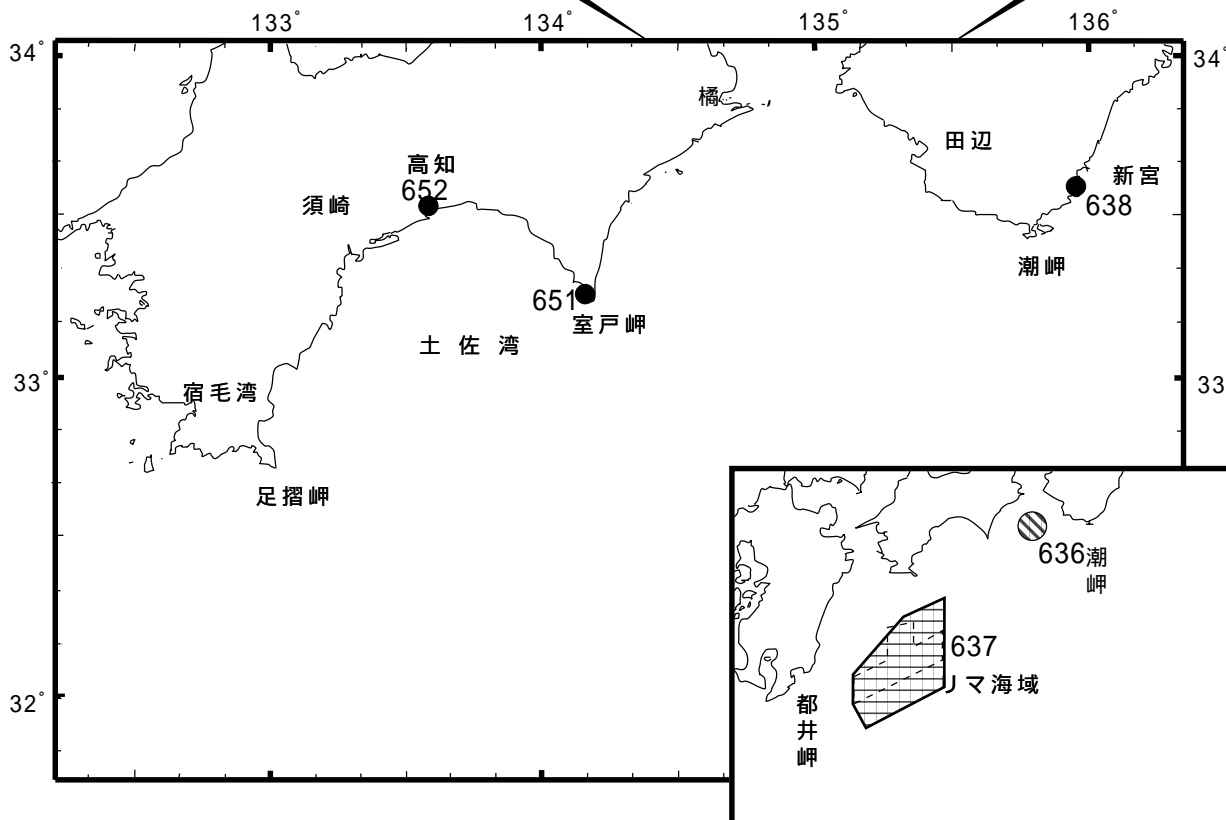
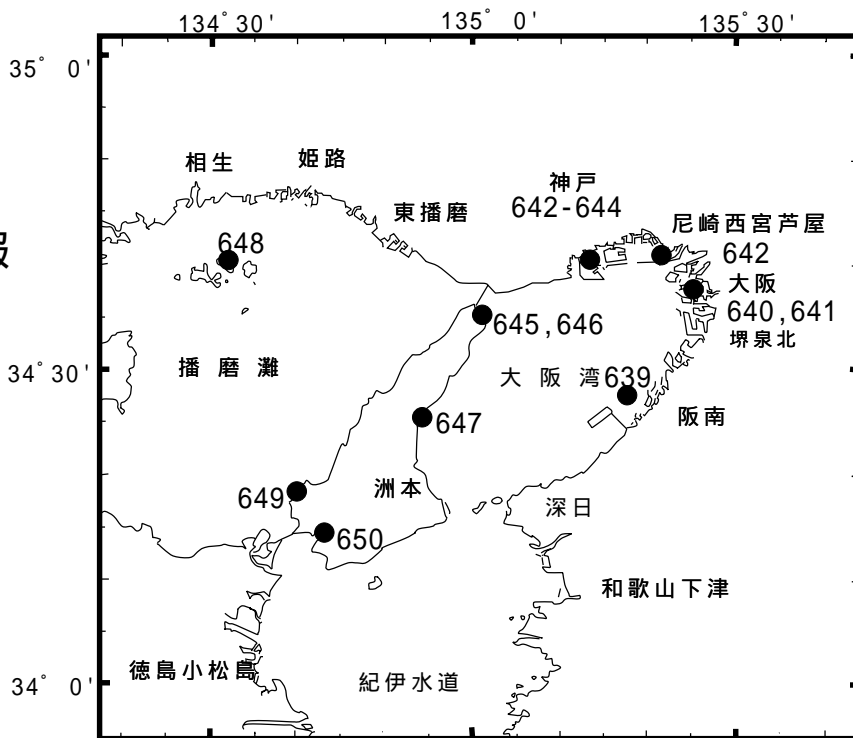
下記による気象情報の提供は、システムメンテナンスのため、8月9日(予定)まで、更新時刻が不規則となっておりますので、注意願います。

- 1 大阪海上保安監部、小松島海上保安部インターネットホームページ
- 2 江崎、室戸岬ディファレンシャルGPSタイプ16

五管区水路通報

第30号

索引図



=====
五管区水路通報及び水路図誌に関する問い合わせ先

第五管区海上保安本部 海洋情報部 監理課 情報係

〒650-8551 神戸市中央区波止場町1番1号 TEL (078)391-6651(内線 2515、2516)

神戸第2地方合同庁舎(9階) FAX (078)332-6307(自動受信)

F A Xによる五管区水路通報提供サービス

(078)332-6307 ……最新号〔ポーリング受信式〕

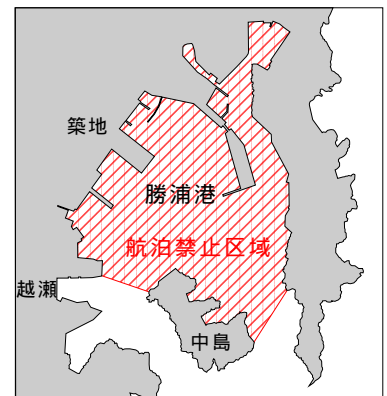
(078)391-1310(手動受信)・・最新号、バックナンバー(過去1か年分)〔情報番号;0#〕

インターネットアドレス(URL) <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN5/tuho/tuho2.htm>

16年636項 紀伊水道南方 射撃訓練
 蒲生田岬南方において、巡視船及び航空機による射撃訓練が実施される。
 期間 平成16年8月11日(予備12日)の0900~1700
 区域 33-31.0N 134-53.2Eを中心とする半径6海里の円内
 警戒船 小型船舶及びヘリコプターを配備
 備考 期間中、「UY」旗及び「NE4」旗を掲揚
 海図 W77
 出所 五本部警備救難部

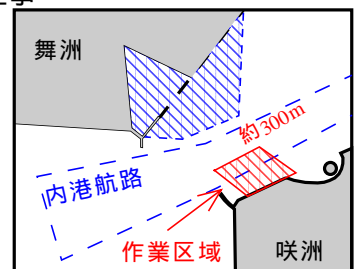
16年637項 四国南岸 - 足摺岬南方(リマ海域及び付近) 救難訓練
 自衛隊航空機5機による照明筒等を投下しての救難訓練が実施される。
 期間 平成16年8月2日~4日(予備5日、6日)の0800~2100
 平成16年8月17日~19日(予備20日)の0800~2100
 平成16年8月23日~25日(予備26日、27日)の0800~2100
 平成16年8月30日、31日の0800~2100
 区域 6地点により囲まれる区域
 (1) 32-20-12N 133-29-51E
 (2) 31-30-13N 133-29-51E
 (3) 30-48-13N 132-22-51E
 (4) 31-04-13N 132-07-51E
 (5) 31-23-13N 132-07-51E
 (6) 32-09-13N 132-53-51E
 海図 W157
 出所 航空自衛隊新田原救難隊

16年638項 本州南岸 - 勝浦湾 航泊禁止
 勝浦湾において、花火大会実施に伴い、一般船舶の航泊が禁止される。
 期間 平成16年8月1日(予備2日、3日)の1910~2150
 区域 (1)(2)、(3)(4)を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
 (1) 33-37-17N 135-57-03E(岸線上)
 (2) 紀伊勝浦港ケタノ鼻灯台(33-37.2N 135-57.0E)
 (3) 33-37-17N 135-56-42E(岸線上)
 (4) 33-37-19N 135-56-36E(岸線上)
 警戒船 4隻配備
 海図 W46(分図「勝浦湾」)
 出所 田辺海上保安部長公示4号(16.7.23)

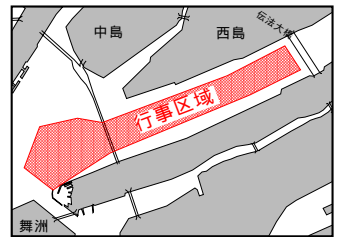


16年639項 大阪湾 - 東部 無線方位信号所一時業務休止
 下記無線方位信号所は無線局検査に伴い、業務が休止される。
 期間 平成16年8月18日1000~1400
 名称 大阪航空局岸和田沖無線方位信号所(灯台表第1巻9063.6)(34-29.7N 135-20.7E)
 海図 W1141 - W1103
 出所 五本部交通部

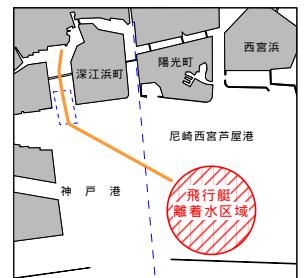
16年640項 大阪港 - 内港航路及び付近 トンネル工事
 内港信号所付近において、掘下げ工事が実施されている。
 期間 平成16年10月3日まで(予備4日~22日)の日出~日没
 区域 付図に示す区域
 警戒船 2隻配備
 備考 工事区域付近の可航幅は300m
 海図 W123
 出所 大阪港長



16年641項 大阪港 - 大阪区、第6区 ヨット教室
 淀川河口付近において、ヨット約10艇によるヨット教室が実施される。
 期間 平成16年8月14日、15日の1030~1630
 区域 付図に示す区域
 警戒船 1隻配備
 備考 区域内に、俵形黄色浮標4基を設置
 海図 W1103
 出所 大阪港長



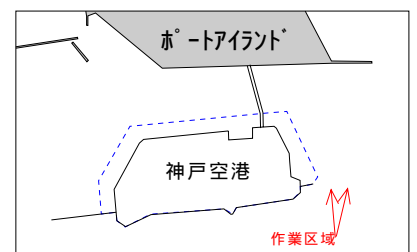
16年642項 尼崎西宮芦屋港及び神戸港 飛行艇離着水について
 六甲アイランド東方において、水陸両用救難飛行艇(US-1A改:長さ33m、幅33m)の離着水が実施される。
 期間 平成16年8月3日、19日、25日(予備2日~31日、日曜を除く)の0900~日没
 区域 34-41-12N 135-19-14Eを中心とする半径750mの円内
 警戒船 3隻配備
 備考 ・飛行艇は、離着水前後に東神戸航路を経由する上記区域と新明和工業(34-43.0N 135-17.4E概位)との間を航行する
 ・離着水時、警戒船から発煙筒を1基投入し、航空機は風上に向かって発煙筒の右側海面から離水及び着水する
 海図 W1107 - W101A
 出所 尼崎西宮芦屋港長



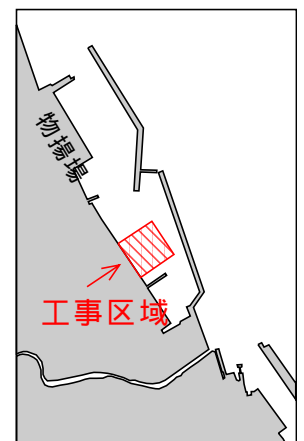
16年643項 神戸港 - 第2区 展示放水
 新港東ふ頭前面海域において、クルーズ客船の入港に伴う展示放水が実施される。
 期間 平成16年8月4日の0720~0740
 区域 34-41.2N 135-12.7E付近
 海図 W101A
 出所 神戸港長



16年644項 神戸港 - 第5区 橋脚改修工事
 神戸空港埋め立て地東側において、橋脚の改修工事が実施される。
 期間 平成16年8月2日~10月30日までの日出~日没
 区域 下記2地点付近
 (1)神戸港神戸空港東進入灯台E一施設
 (34-38.1N 135-14.6E)
 (2)神戸港神戸空港東進入灯台E二施設
 (34-38.1N 135-14.8E)
 警戒船 1隻
 海図 W101A
 出所 神戸港長



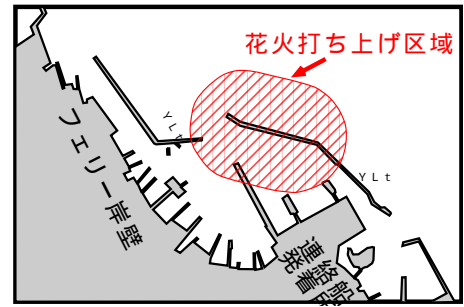
16年645項 淡路島 - 岩屋港 栈橋延長工事
 潜水作業を伴う、栈橋延長工事が実施される。
 期間 平成16年8月2日~9月30日(予備10月1日~30日)の日出~日没
 区域 34-35-42N 135-00-49E付近
 警戒船 1隻配備
 標識 ・据付ケーソンを黄色灯付浮標で表示
 ・作業区域を赤旗で表示
 ・作業船のアンカー位置を、黄色球形浮標で表示
 ・夜間停泊時、作業船のアンカー位置を黄色灯付浮標で表示
 海図 W1217
 出所 神戸海上保安部



16年646項 淡路島 - 岩屋港 花火大会

連絡船発着所北西方において、花火大会が実施される。
 期間 平成16年8月14日の2100~2130
 区域 2地点を結ぶ線から110mの楕円内
 (1) 34-35-32.1N 135-01-08.6E
 (2) 34-35-31.3N 135-01-12.1E

警戒船 4隻配備
 海図 W1217 (分図「岩屋港」)
 出所 神戸海上保安部



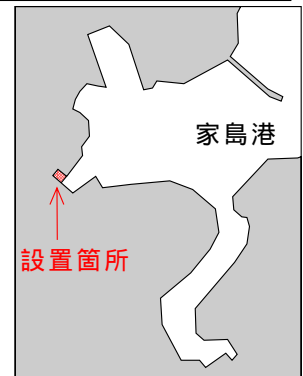
16年647項 淡路島 - 津名港 花火大会

塩田新港前面海域において、花火大会が実施される。
 期間 平成16年8月8日(予備9日、10日)の2100~2200
 区域 4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
 (1) 34-25-17N 134-54-12E (岸線上)
 (2) 34-25-12N 134-54-22E
 (3) 34-25-00N 134-54-13E
 (4) 34-25-05N 134-54-03E (岸線上)

警戒船 3隻配備
 標識 打ち上げ当日の0900~翌日1100、上記区域を示すため黄色灯付浮標4基を設置
 海図 W69
 出所 神戸海上保安部

16年648項 家島諸島 - 家島港 海上構造物完成

五管区水路通報16年10号215項関連
 家島汽船のりば南側において、駐輪場が完成している。
 区域 34-40.6N 134-31.7E付近
 海図 W1113
 出所 五本部海洋情報部

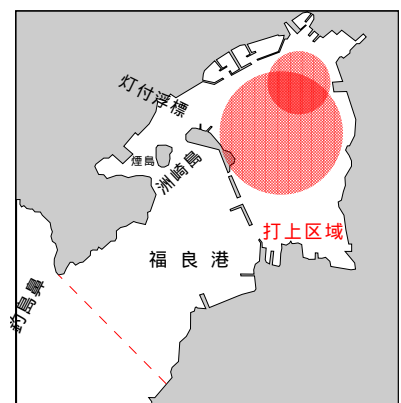


16年649項 淡路島 - 雁来埼南南西方 護岸復旧工事

阿那賀海岸前面において、護岸復旧工事が実施される。
 期間 平成16年8月10日~10月15日
 区域 34-18.7N 134-40.2E付近
 警戒船 1隻配備
 備考 ・作業区域を赤旗で表示
 ・作業船のアンカー位置を浮標で表示
 海図 W150B
 出所 五本部海洋情報部

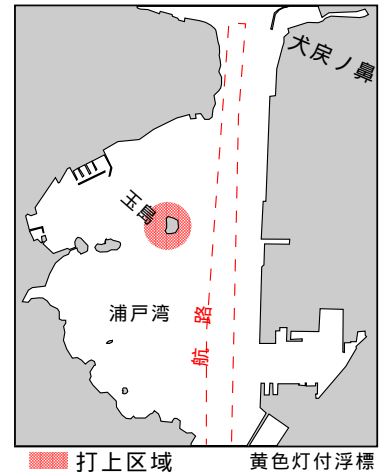
16年650項 淡路島 - 福良港 花火大会

洲崎島東方において、花火大会が実施される。
 期間 平成16年8月14日(予備15日)の2000~2200
 区域 (1)34-14-58N 134-43-00Eを中心とする半径400mの円内
 (2)34-15-05N 134-43-07Eを中心とする半径210mの円内
 警戒船 6隻配備(台船設置及び撤去作業中は1隻配備)
 標識 保安区域明示用の黄色灯付浮標を設置
 備考 ・花火台船の四隅に黄灯を設置
 ・花火台船3隻は、当日1000から翌日1400まで設置
 海図 W112
 出所 神戸海上保安部



16年651項 四国南岸 - 室津港及び付近 ボーリング調査作業等
 ボーリング調査及び潜水調査作業が実施される。
 期間 平成16年8月10日まで(予備11日~20日)の日出~日没
 区域 (1) 33-17-09N 134-07-59E付近
 (2) 33-17-11N 134-07-55E付近
 警戒船 潜水作業中、1隻配備
 標識 ボーリング檣の頂部に赤旗、四隅を黄色灯で表示
 海図 W1140
 出所 高知海上保安部

16年652項 四国南岸 - 高知港 花火大会
 浦戸湾において、花火大会が実施される。
 期間 平成16年8月7日(予備28日)の1930~2000
 区域 33-31-21N 133-33-26Eを中心とする半径170mの円内
 警戒船 2隻配備
 標識 保安区域を示すため、黄色灯付浮標を設置
 海図 W110
 出所 高知港長



16年653項 北太平洋北西部 - 水路測量等
 調査船「第2白嶺丸(2,127トン)」による、水路測量及びボーリング作業が実施される。
 期間 平成16年8月19日~9月25日
 区域 1、経緯度により囲まれる区域
 (1) 31-00N (2) 32-00N
 (3) 134-30E (4) 136-30E
 2、11地点により囲まれる区域
 (1) 26-30N 136-00E
 (2) 23-00N 137-30E
 (3) 15-00N 135-00E
 (4) 15-00N 133-30E
 (5) 18-00N 134-30E
 (6) 21-00N 136-00E
 (8) 22-30N 134-00E
 (9) 22-30N 130-00E
 (10) 25-00N 130-00E
 (11) 25-00N 133-00E
 (12) 26-30N 133-00E
 備考 調査船は、白紅白の燕尾旗を掲揚
 海図 W1004A
 出所 海上保安庁海洋情報部

船舶保安情報の通報について

外国から日本に入港しようとする船舶の皆さんへの重要なお知らせです。

平成16年7月1日から、テロ対策として改正SOLAS条約及び国際船舶・港湾保安法が施行され、外国から日本に入港しようとする全ての船舶は、日本への入港前に、所定の海上保安部署に対して「船舶保安情報」の通報が必要となります。

この通報は、日本船/外国船の別、船舶の大小、船種等にかかわらず、外国から日本に入港しようとするすべての船舶に義務付けられます。

この通報は、日本の港に入港する場合のほか、特定海域（東京湾、伊勢湾又は瀬戸内海をいいます。）に入域する場合も必要となります。

この通報は、日本に入港しようとする前の港が外国の港である場合のみ必要です。（したがって、いったん外国から日本に入港した後の国内の航海では必要ありません。）

通報の時機はいつですか？

* 入港24時間前までに通報してください。

ただし、特定海域にある港に入港する場合には、特定海域に入域する24時間前までに通報してください。

通報先はどこですか？

* 入港する港を管轄する保安部署に通報してください。

日本の港に入港せずに特定海域に入域する場合は、告示で定める海上保安部署に通報してください。（詳しくは最寄りの管区海上保安本部までお問い合わせ下さい。）

その他、通報の方法はどうなっていますか？

* 通報者・・・船長のほか、所有者やそれらの代理人（代理店等）もOK

* 通報手段・・・港湾EDIのほか、FAX、書面の郵送・手交等もOK

荒天等、やむを得ない理由で24時間前までに通報して入港できない場合は、どうすればいいのでしょうか？

* 直ちに、所定の通報先に通報してください。

ただし、急迫した危難があり、緊急に入港しなければならないときには、入港後直ちに通報してください。（詳しくは最寄りの管区海上保安本部までお問い合わせください。）

- ・船舶保安情報は、テロ対策のため、外国から日本に入港しようとする船舶について、船舶の基礎情報や保安措置の実施状況に関して通報をお願いするものです。
- ・海上保安庁からの質問や指示がある場合には、それに従ってください。従わない場合は入港を禁止されることがありますので、ご注意ください。
- ・通報しなかった船長又は虚偽通報を行った者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられるほか、入出港にも支障を生じる場合がありますので、ご注意ください。

通報用紙は、海上保安庁ホームページ（<http://www.kaiho.mlit.go.jp/>）からダウンロードすることができます。

Reporting on the Security Information of ships

This is an important notice to those who intend to enter into Japanese ports from foreign countries.

From 1st July, 2004, the revised SOLAS regulations and the law for the security of ships and of port facilities comes into force to prevent and suppress terrorism acts against ships. All ships which come from foreign ports and intend to enter ports in Japanese waters are required to report security information of their ships to designated Coast Guard officers before entering into port in accordance with the format attached here with.

Any ship which intends to enter a Japanese port from a foreign country is required to report, regardless of their nationality, their size of ship, type of ship, etc.

Those ships entering into specific areas regulated in the law, namely Tokyo Wan, Ise Wan or Seto Naikai are also required to report this information.

This report is required only when previous ports of call were a foreign port. (Therefore, it is not required for a voyage to a second Japanese port if the previous port had been a Japanese port.)

When should the report be submitted?

Please report 24 hours before entry into port.

However, in case of entering into the aforementioned specific area, please report even 24 hours before entering into those specific area.

Whom should the report be submitted to?

Please report to the Coast Guard office which has jurisdiction of the port where you intend to enter.

In case you intend to navigate in a specific area without calling on any Japanese port, please report to the Coast Guard office listed on the notification. (Please ask the nearest office of Japan Coast Guard)

Who should submit the report?

Captain, owners, and those representatives (agency etc.) can submit the report.

What is the method of the report?

EDI, fax, mail, hand delivery, etc. are acceptable.

What should I do when it seems to be difficult to enter into port or specific area at the ETA of the report owing to unavoidable reasons such as bad weather.

Please report immediately to a predetermined reporting place.

However, when there is imminent danger and it is necessary to enter into port immediately, please report immediately after entry into port. (Please ask the nearest office of the Japan Coast Guard)

- As a measure against terrorism the security information of ship asks you about the security situation and a security measures of the vessel which will arrive in Japan from a foreign country.
- When there are questions and directions from the Japan Coast Guard, please follow them. Keep in mind that entry into port may be forbidden if these rules are not followed.
- Keep in mind that a fine will be enforced on the captain who did not report, or those who submitted a false report, of one year or less of penal servitude, or up to a 500,000 yen fine, as well as possible extended delays regarding entry into port and departure.

You can download a report paper from homepage of the Japan Coast Guard.
(<http://www.kaiho.mlit.go.jp/apply/hoan00.html>)